

令和7年度石狩市いじめ問題対策連絡協議会 議事録

〔日 時〕 令和7年12月23日（火）午後2時30分～午後3時45分

〔場 所〕 石狩市総合保健福祉センターりんくる3階301会議室

〔出席者〕 早川 久夫 （石狩市校長会）

小森 享 （石狩市校長会）

龍島 秀広 （元北海道教育大学）

岩崎 雄三 （札幌人権擁護委員協議会石狩部会）

萬木 哲也 （石狩市PTA連合会）

佐藤 信太郎（札幌方面北警察署生活安全課）

古原 祥子 （石狩市教育委員会学校教育支援課）

今田 竹哉 （石狩市子育て推進部・子ども相談センター）

中西 章司 （石狩市教育委員会・学校教育部）

〔事務局〕 澤口 敏之 （石狩市教育委員会学校教育部次長）

山本 健太 （石狩市教育委員会学校教育支援課長）

品川 洋之 （石狩市教育委員会学校教育支援課主査）

佐藤 美弘 （石狩市教育委員会学校教育支援課主任）

松井 卓 （石狩市教育委員会学校教育支援課教育支援主事）

本條 志乃 （石狩市教育委員会学校教育支援課スクールソーシャルワーカー）

開会

【事務局 佐藤】

定刻となりましたので、ただいまから、令和7年度石狩市いじめ問題対策連絡協議会を開催します。

進行を務めます石狩市教育委員会教育支援課の佐藤です。よろしくお願いいたします。はじめに、所属団体内での委員変更についてお知らせいたします。市内校長会から、双葉小学校長の東峰委員と花川中学校長の松原委員に代わり、紅南小学校長の早川委員と樽川中学校長の小森委員が、石狩市PTA連合会の中林委員に代わり萬木委員が新たに委員に加わっていただいております。早川委員、小森委員、萬木委員、どうぞよろしくお願いいたします。なお、早川委員には会長を、小森委員には副会長を引き継いでいただきます。

次に、資料の確認をいたします。本日の資料は事前送付した「次第」、「委員名簿」、「資料1 令和6年度いじめの状況について」、「資料2 令和6年度いじめ認知状況全国全道比較」、「資料3 令和6年度いじめ防止取組集」、「資料4 学校のいじめ対応について」となっております。

それでは、開催にあたり事務局を代表しまして、教育支援課長の山本よりご挨拶させて

いただきます。

【事務局 山本】

石狩市教育委員会教育支援課長の山本と申します。

本日は、年末のお忙しいところお集まりいただき誠にありがとうございます。また、日頃より本市の教育行政にご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

本協議会で取り扱うテーマのいじめについて、テレビや新聞などで、全国各地のいじめ事案が大きく取り上げられていますので、皆様も目にすることが多いのではないかと存じます。本市においては、学校や市教委がそれぞれの役割を確実に実行し、被害を訴えた児童生徒の安全安心の確保や心のケアなど寄り添った対応をすること、また、加害の児童生徒には相手を思いやる気持ちの理解や自分が行ってしまった行為への反省の気持ちを促す指導を行ってきております。いじめを認知した後に、どう対応していくかが非常に重要だと考えておりますし、いじめはどの子にもどの学校でも起こり得るということを念頭に、学校と市教委が連携し今後も対応して行きたいと考えております。

この後、令和6年度のいじめの状況や学校のいじめ防止の取り組み、いじめ対応の流れについてご説明いたします。委員の皆様は任期は2年間となっており、本日が任期中の最後の会議となりますことから、それぞれのお立場からたくさんのご意見を賜りたいと存じます。

それでは、本日どうぞよろしく願いいたします。

【早川会長】

それでは、議事次第に沿って進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

はじめに、議題の1番「令和6年度のいじめの状況について」事務局より報告をお願いします。

【資料1】令和6年度いじめの状況について

【事務局 品川】

令和6年度のいじめの状況ですが、(1)の認知件数の推移は表の右端が令和6年度の状況となっており、小中合計で952件、前年度から19件の減少となっています。認知件数については、多いから悪い、少ないから良いという指標ではありませんが、学校の組織的な対応が徹底され未然防止に繋がったものと考えております。表の下段に1,000人当たりの比較を記載していますが、小学校中学校どちらも全国全道よりも高い状況となっています。これは、いじめ防止対策推進法におけるいじめの定義である嫌な思いをしたものをいじめとすることの理解が広がり、いじめの積極的認知に繋がったため。また、特に北海道教育委員会からは、空振りOK見逃しNG、いじめの芽やいじめの兆候もいじめとして対応し、早期発見早期対応に努めることと指導されており、市教委としても、その部分を各学

校に伝えていまして、そこが実践できているものと分析しています。

次に、(2) いじめの発見のきっかけをご覧ください。各学校では、年2回児童生徒に対していじめに関するアンケート調査を実施しており、小学校中学校ともにアンケートからの発見が9割近くと高い割合になっています。

次に、(3) いじめの態様をご覧ください。どのような内容のいじめが多かったのかというものを順位付けしておりますが、「冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が、小学校では40.6%、中学校では57.1%と高い割合となっています。昨今、SNS等を起因としたいじめの報道を目にすることがあるかと存じますが、本市においては、「パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる」という項目が、中学校では11件で5.6%の4番目、小学校では10件で0.9%と9番中8番目となっており、あまり高くない状況となっています。

次に、(4) いじめ重大事態発生件数をご覧ください。いじめの重大事態は、いじめ防止対策推進法により、上段の同法第28条第1項第1号は、児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、下段の第2号は、児童等がいじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるときと定義されています。令和6年度については、2号重大事態が、小学校中学校それぞれ1件ずつの計2件発生しています。

次に、(5) 学年別の件数をご覧ください。小学校は少しバラツキがありますが、小学校中学校ともに学年が進むにつれて減少傾向となっています。

最後に、右下には、現状と取り組みについて記載していますが、教育支援主事が学校訪問を行った際に、いじめ防止対策推進法や基本方針の取り扱いについて確認しているほか、いじめの調査時や校長会の研修会においても、いじめの対応について伝えていまして、また、道教委作成のいじめ対応ガイドブック・支援ツールコンパスの考え方について、サマーセミナーで研修を行い、学校と市教委が連携して組織的に対応することを確認しています。

【資料2】令和6年度いじめ認知状況全国全道比較

【事務局 品川】

全国全道石狩市の児童生徒数やいじめ認知件数を数値として紹介しておりますのでご確認ください。

【早川会長】

ありがとうございます。ただいまの資料1と2の報告について、ご質問やご確認したいことはありますか。

【岩崎委員】

資料1の(4)のいじめ重大事態発生件数の法第28条第1項第2号で、小学校中学校ともに各1件ずつ発生しております。30日以上学校を休んだ重大事態ですが、この状況と対応

について説明をお願いします。

【事務局 山本】

2件とも学校主体の調査委員会において結果をまとめております。その結果を児童生徒とその保護者に報告しており、いずれも令和6年度中に完結しております。2号重大事態のため登校支援策を提案していますので、不登校状態は解消しています。調査結果については、児童生徒とその保護者が公表を望まないとのことでしたので、詳細については差し控えます。

【早川会長】

他にありますか。(各委員から質問や確認はなし。)

資料3について説明をお願いします。

【資料3】令和6年度いじめ防止取組集

【事務局 品川】

市内16校では、学校いじめ防止基本方針を策定しており、この方針の中で、校内におけるいじめ防止の取り組みが記載されています。内容はさまざまですが、各校とも児童生徒が主体となり、いじめ防止やいじめ根絶に向け取り組みを実施しています。本日は全てをご紹介することはできませんが、主な取り組みを3校ほどご紹介いたします。

はじめに、4枚目の早川会長の紅南小学校では、なかよし集会として、人権に関する絵本の読み聞かせやいじめに関するクイズなどを通して、いじめについて知り、自分や友達を大切に生活できるよう取り組んでいます。早川会長には、この後の意見交流の中で、補足説明いただければと思います。

次に、7枚目の花川北中学校では、LED集会という名称で、いじめの未然防止や万が一いじめが生じた際に最小限に早急にダメージを少なくするために考える集会を行っています。令和6年度については、岩崎委員が所属されている札幌人権委員協議会石狩部会に、講演をしていただき、生徒の取り組みに対するご意見をいただいています。岩崎委員には、この後の意見交流の中で、補足説明いただければと思います。

最後に、8枚目の小森副会長の樽川中学校では、いじめについて考える集会として、生徒会役員自らが作成した動画を全校で視聴し各学級で意見交流しているほか、標語の発表も行っています。学校長より講演と記載されていますので、小森副会長には、この後の意見交流の中で、補足説明いただければと思います。

先ほども申し上げましたが、このような取り組みを通して、児童生徒がいじめ根絶に対する意識を醸成することで、未然防止に努めています。

【早川会長】

紅南小学校長として、いじめ防止の取組について詳細を説明します。

令和6年度の取組集ですので前任の校長名となっております。「いじめ集会」ですと、いじめが多くあると思われるので、本校では「なかよし集会」という名称で友達と仲良くしましょうという趣旨で開催しています。

また、「人権に関わる絵本」とありますが、いじめが原因で亡くなった子どもの絵本を読み聞かせて、児童達にいじめはどのようなものなのかを考えさせるとともに、いじめの3択クイズの答えを一緒に考え、その回答をリアルタイムに体育館のステージに移して見える化を図っています。

こういった取り組みを通して、児童同士の関わり方が変わってきたと実感しています。これ以外にも、私から先生方をお願いしていることがあります。子ども達が自分達の困り感をしっかりとと言える態度を育てることで、先生方がしっかりと聞き入れる環境をつくってあげてほしいということを常にお話しております。子ども達が、家族や担任に困っていることを言えるようになったと実感しています。

【岩崎委員】

昨年、花川北中学校のいじめについて考える集会に参加させていただきました。各学年でいじめの撲滅に対する取り組みや考え方を発表していただきました。

私からも、旭川で起きたいじめにより死亡した中学生女子生徒の話をしました。4年前の事件ですので、花川北中学校の生徒が、まだ小学生の時に起きた事件ですが、三分の一の生徒が事件を知っていました。学校で、こういった事件を生徒に紹介していただき、いつでもこのようないじめが起きるのだと児童生徒の前で話をしてほしいと思っています。

【小森副会長】

樽川中学校のいじめ防止の取組について詳細に説明します。

いじめについて考える集会の内容は、生徒会役員に一任しています。昨年は、演劇を制作して学級ごとで視聴した後、全校放送で流しました。そのあとで、各学年1時間を使って、スライド20枚程度でいじめは、こんなことだよと話しました。

あと、毎年やっていることは、北海道教育委員会で開催しております「絆づくりメッセージコンクール」です。全生徒に標語を作ってもらい、それを北海道教育委員会に提出しております。今年も昨年も2年連続で、団体部門で最優秀賞を頂きました。

【早川会長】

他に、ご質問やご確認したいことはありますか。

【岩崎委員】

石狩市こどもの権利条例が、本年 4 月に施行されました。この条例の中には、いじめから守られる権利が、含まれると思われまます。所管課と教育委員会が連携した取り組みはありますか。

【事務局 澤口】

石狩市校長会で、所管課の子ども政策課の課長に講師となつていただき石狩市こどもの権利条例に関する研修会を実施しております。この研修会の中で、条例の制定経緯やこれからの教育課程の中で、この条例をどのように活かしてほしいのか、お話をいただきました。さらには、佐々木前教育長からも校長会で講義をいただきました。

【早川会長】

本校では、令和 8 年度の学校経営の柱の中に、この条例を盛り込む予定です。明日、子ども政策課から全教職員に、どのように具体化していけばよいのか、お話をいただきます。そして、私から先生方にこの条例を身近に感じてもらい、教育活動に活かすために新年度計画に盛り込んでもらうことを話しております。

【小森副会長】

この条例が目指す子どもまんなかまちづくりについて校長会で説明がありました。これをどのように具現化していくか。例えば、LGBTQ は平等に人権が尊重される話となります。

本校では、満島てる子さんに来校いただきまして LGBTQ についてお話をいただきました。夏休みには、教職員向けに、秋には学年ごとに、2 時間かけて講演していただきました。また、保護者にも来ていただきました。

各学校では、子どもの意見を大事にしながら校則改正に取り組んでいます。

【早川会長】

他に、ご質問やご確認したいことはありますか。(各委員から質問や確認はなし。)

資料 4 について説明をお願いします。

【資料 4】学校のいじめ対応について

【事務局 佐藤】

平成 25 年に国が、いじめ防止対策推進法を定め、いじめ対応は、法令に基づき組織的に対応することが示されました。しかし、学校現場では様々な事案に直面し、具体的に何をどのように進めたらいいのか戸惑うことが多かったため、市教委として、対応の流れを示す必要があると考えました。すでに、全小中学校の校長、教頭には、具体的な事案を例に説明しております。

それでは、内容について要点を絞って説明いたします。

はじめに(1)いじめは、早期発見が早期解決につながります。そのため、教職員はいじめが疑われる言動の目撃や発見、本人や保護者からの相談や通報などがあった場合は、速やかに学校いじめ対策組織に報告します。

次に(2)そして、全て一旦いじめと認知して事実関係の把握に努め、その内容を保護者や市教委に連絡します。

次に(3)その後、学校はいじめ把握シートなどを活用して、関係児童生徒に聴き取りを行います。

次に(4)聴き取った情報を整理していじめの背景や児童生徒の心理などを含めいじめの全体像を把握します。ここで、学校いじめ対策組織がいじめと再認知した場合は、被害児童生徒の苦痛の程度や加害児童生徒が行った行為の重大性などをもとに、校長が対応方針を決定します。同時に、全教職員にいじめの概要や対応方針などを周知し、いじめの解消に向けて組織的な取り組みを開始します。

次に(5)いじめの再発を防止するために、被害児童生徒とその保護者への支援や加害児童生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行います。被害児童生徒には、安全・安心の確保と心のケアに努め、本人の意向を尊重しながら対応を進めます。また、その保護者には、きめ細かく連絡や報告をしながら、保護者の辛さや不安への対応を進めます。加害児童生徒には、被害児童生徒の気持ちの理解といじめたことの反省を促します。また、その保護者には、子どもの責任や過失を認識し、被害児童生徒とその保護者の辛さや不安を十分に理解してもらう必要があります。

次に(6)特別な対応が必要な場合は、いじめの背景にある人間関係、被害児童生徒の心身の傷つきの程度や加害児童生徒への抱える課題等に対して、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが心理・福祉面で支援を行います。

次に(7)いじめの解消については、いじめ行為がやんでいる状態が3か月程度継続していることと・被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないことの2つの条件が満たされている場合に、学校いじめ対策組織が児童生徒の状況等を総合的に判断して、被害児童生徒とその保護者の同意を得て、いじめの解消となります。

次に(8)最後に、いじめの重大事態への対応について説明します。重大事態とは、いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める状態及びいじめにより、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める状態と定義されています。これらが確認された場合、学校は直ちに電話などで市教委に報告した上で、文書にて発生した経緯を報告することになっています。その後、教育長が教育委員に報告するとともに、市長にも報告します。そして、学校が事実関係を明確にするために調査組織を設置し、調査を実施します。明らかになった事実を関係する保護者に提供するとともに、学校の設置者である市教委に報告するという流れになります。

説明は以上ですが、この学校のいじめ対応を今後すべての教職員に落とし込んでいくことが大切だと思いますので、今後、各学校と連携して対応を進めていきたいと考えており

ます。

【早川会長】

ありがとうございます。資料4の説明について、ご質問やご確認したいことはありますか。

【龍島委員】

石狩市はいじめの認知件数が多いです。小さなものでも対応しているということだと思います。資料4に、組織的な対応については、いじめの事案ごとに会議録を作成する必要がありますとあります。いじめの認知件数が、小中合計で952件あります。業務多忙な中でも、952件に対して全て作成しているのですか。

【事務局 山本】

アンケートで見つけないじめの事案をひとつの会議で処理していきますので一つ一つを議事録に記載して残していくものではありません。

【龍島委員】

いじめが認知されたものは、会議の中でいじめの対応を検討していくのですね。

【事務局 山本】

そのとおりです。

【龍島委員】

いじめ防止取組集の中で、早川会長が校長を務める紅南小学校で、なかよし集会を実施しています。いじめ防止に焦点を充てると、頭の中がいじめでいっぱいとなり子どもの成長が阻害される恐れがあります。その意味で、なかよし集会であれば、みんなの権利をどう守って仲良くするのかという意識を育てる前向きな集会となります。

今のいじめの定義は、児童・生徒間のトラブルで何かいやな思いをしたら全部がいじめと扱われます。その場合、いじめという言葉が適切なのかと思います。

【早川会長】

他にありますか。

【萬木委員】

2号重大事態は、いじめにより、30日程度、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める状態です。例えば、欠席が15日ですが、出席しても早退や遅刻が50

回あれば、30日程度の欠席にカウントされるのですか。またこの場合は、いじめの重大事態と認知するのですか。

【事務局 山本】

早退や遅刻については、出席扱いとしています。いじめが原因で、全く学校に通学できなくて、精神的な苦痛がある場合は、30日に満たなくても30日に達するであろうと見込んで重大事態として扱います。

【萬木委員】

この場合、校内の教職員で情報を共有しますか。

【事務局 山本】

市教委から学校の管理職に校内で組織的な対応を行うよう指示していますので、情報共有することになっています。

【萬木委員】

わかりました。

【小森副会長】

文部科学省の定義で重大事態となっていますが、私見として、いじめは全てが重大事態であると考えております。

【萬木委員】

私も、いじめは小さくても重大事態と思います。しかし、各学校でその定義にばらつきはありませんか。

【事務局 山本】

各学校でばらつきが無いように、マニュアルを作成して学校に配布しております。学校が、組織的に対応するよう、市教委としてもしっかりと説明していきます。

【早川会長】

本校でも、いろいろないじめがあります。その場合、市教委としっかりと相談しながら進めていきます。例えば、私達が調査終了と思っても、市教委では、もっと調査した方がいいのではないかと。逆に、学校側から市教委に対して、もっとこうの方がいいのではないかと、お互いに連携をとりながら子ども達に不利益が生じないように取り組んでいます。

【早川会長】

それでは、各委員から所属団体のいじめの取り組みについて伺います。先程、小森副会長と岩崎委員からお話を頂きましたので、それ以外の委員さんに紹介していただきます。

【龍島委員】

いじめは、大きな問題であり警察も絡んでくる。学校ではかつ上げといい、警察では恐喝といいます。しかし、認識の差がなくなっている。このような重大事態があれば、警察に相談すれば、警察は対応しますよね。事件として扱うかは別にして、関係機関との連携を図るが、学校側はまだ抵抗がある。しかし、相談することで、後々大きな事件にはならない。いじめに加担した子どもが、実は家庭で虐待を受けていたということもあるので、まずは警察に相談することが大切です。

【佐藤委員】

いじめの問題は、警察にも連絡が入ります。多いのは、学校からでなく本人からの連絡です。学校から連絡が入る場合は、被害児童生徒や保護者に警察に相談することを告げていないので、個人情報も教えていただけませんが、いじめ内容の説明は受けます。しかし、被害児童生徒や保護者から了承を得れば、学校からの情報提供でいじめが判明することがあります。それと並行して、学校から連絡をいただいた直後に当該児童生徒や保護者が、警察署に相談にくることもあります。警察にできることは、事件にするかどうかです。これまで、恐喝、暴行、窃盗、器物破損、脅迫などを扱ってきましたが、これらの事件にいじめが絡む内容もありました。ただ、SNS で何か言われたと警察に相談にくる事象が少ないと思います。学校も教育員会も対応に苦勞していると思いますが、警察も問題解決にご協力できると思っています。

【岩崎委員】

いじめに特化はしていませんが、市内全小中学校で人権教室に取り組んでいただいております。低学年では、いじめというより相手を思いやるという趣旨でリーフレットなどを活用しながら、児童に自分の考えなどをワークシートに書いてもらい記憶に残していただいております。中学校では、SNS などによる誹謗中傷の問題があります。また、一部では犯罪に巻き込まれることもありますのでスマホの安全教室を各校が取り組んでいます。

【萬木委員】

石狩市PTA連合会では、今年は目立った活動はしていませんが、石狩管内PTA連合会の研修会が江別で開催されました。研修会で、江別市長が江別市のいじめ防止について話をしました。話の中で、子どもを主体とした取り組みをしないとまちが消滅してしまうと

話されていまして。いじめの対策も必要であるが、みんなが仲良くするというをお話されておりました。

PTA ですから、石狩市としても保護者と先生方との間で研修が持てればよいと思っております。

【古原委員】

スクールソーシャルワーカーの立場でお話します。いじめ対応についてはこの10年間では、「コンパス」の活用もあり、学校側の対応がスムーズになってきていると思います。ただ、対応の中で難しいと感じるのが、関係児童生徒や保護者の気持ちを丁寧に聴き取るということです。ジャッジすることなく、当事者の気持ちに寄り添って聴き取ることが大切です。

いじめの発見はどの学校種においてもアンケートがトップになります。石狩市ではアンケート形式のQ-U検査を全児童生徒に実施しています。Q-U検査ではいじめにあっている可能性を早期に発見することができます。「いじめ」について直接尋ねるアンケートもあるので、この二つを組み合わせることで子どもの声を拾って頂きたいと考えております。

スクールソーシャルワーカーとして、今後も学校とは違った立場で、学校や他機関とも連携しながら必要な支援にあたっていきたいと思っております。

【今田委員】

子ども相談センターは、市役所の児童福祉の窓口となっておりますので、いじめに関して直接的に学校と対応することはありません。しかし、龍島委員もおっしゃっていましたが、事案を追っていきますと、虐待などの過酷な家庭環境に置かれている児童生徒もいます。このような家庭に対して当課の家庭児童相談員や保健師が対応に当たっておりますが、教育支援課と両輪となり子どもたちの家庭支援を行っていきます。

【中西委員】

委員の皆様には、さまざまな場面でいろいろな取り組みをして頂いておりますことに感謝申し上げます。

いじめ防止対策につきましては、市教委として今年新たにスタートした石狩市教育プランの中で、学ぶ機会の保障と位置づけました。いじめや不登校による学習機会の喪失を避けるために、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に努め、学びのセーフティーネットを構築していきたいと思っておりますので、皆様、改めてご協力をお願いいたします。

いじめ対応に当たりましては、学校現場での保護者対応の難しさを非常に感じております。保護者対応が長期化しまして、学校や先生もかなり疲弊をしていくケースが見受けられるようになってきていると感じております。

いじめ防止対策基本法におけるいじめの定義が、広く捉えているところもあり、一般常

識ではいじめと思えないものでも、行為にあった児童生徒の心情次第では、いじめとして対応しなければならない状況です。こうしたケースでは、いじめの被害者とされる児童生徒の保護者のクレームは、一般常識から考えると不当かなと思われる部分がありますが、法律的には正当でありますので非常に難しいところでもあります。悪質なクレームにつきましては、校長教頭である管理職が速やかに対応するという能力が求められるところではありますが、研鑽する機会がまだまだ少ないと捉えております。

現実的な現場対応でいえば、さまざまな課題がありますが、法律に苦言をいうわけにもいきませんので、何より未然防止・早期発見・早期対応に努めてまいりたいと思います。

皆様、改めてご協力をお願いいたします。

【早川会長】

委員の皆様から、貴重なご意見をいただきました。ありがとうございます。

学校側として、早期発見・早期対応をしっかりしていきたいと思います。何かありましたら、ぜひ学校にご相談いただければと思います。また、学校に相談することに抵抗がある場合は、市教委にご相談いただければと思います。

それでは遂行を事務局に戻します。

【事務局 山本】

本日は、ありがとうございました。冒頭申し上げましたが、委員の皆様の任期は2年間となっております、令和8年6月30日をもって満了となります。会議としては本日が最後となります。

石狩市こどもの権利条例が今年スタートしました。また、石狩市教育プランの中では、子どもが笑顔で暮らせるまち、子どもまんなかまちづくりを掲げております。市教委も学校も、子どもを主体とした取り組みを推進しております。

本日、いただいたご意見を参考に、今後もいじめの早期発見・未然防止に努めてまいります。皆様におかれましては、所属団体の活動の中で、今後も変わらずお力添えをいただければと存じます。2年間、ありがとうございました。

以上をもちまして、協議会を終了いたします。

議事録は上記のとおりであることを認めます。

令和 8 年 2 月 17 日

石狩市いじめ問題対策連絡協議会

会長

早川 久夫

